

# 平成20年度実績評価書要旨

評価実施時期：平成20年8月

担当部局名：政策統括官

施策名	政策体系上の位置付け																																	
	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標6-1 労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること (Ⅲ-6-1)																																	
施策の概要	労使関係が将来にわたり安定的に推移することを目的として、労働組合法、労働関係調整法等、我が国の集团的労使関係法制の普及啓発等を図るとともに、中央労働委員会において、労働組合法、労働関係調整法等に基づき、労働者の団結権等の保護、集团的労使紛争の解決を図るため、不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施している。																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> (現状分析(施策の必要性)) 経済社会構造の変革や価値観の多様化、グローバル化による国際競争の激化等に伴い、労働を取り巻く環境が大きく変化しつつある中で、わが国の産業競争力の源泉である長期的に安定した労使関係を確保していくことがますます重要となってきている。このような状況においては、集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ることは引き続き大きな課題である。 例えば、不当労働行為事件について見ると、平成16年の労働組合法の改正により、部会制の導入など不当労働行為の審査体制の整備等が行われた結果、長期滞留事件数が大幅に減少するなど、事件の迅速な処理が進んでいるところである。 (有効性) 国内外の労使関係法制情報等を収集するとともに情報発信を行うなど、事業を効果的に実施した結果、集团的労使関係法制の普及啓発が図られている。 (効率性) 不当労働行為の審査や労使紛争の調整については、迅速かつ的確な処理がなされ概ね目標を達成するなど、効率化が図られている。 (総合的な評価) 労使関係が安定的に維持されていると認識している労働組合の割合が80%近くに達したことから、安定した労使関係等の形成を促進するために行っている個別の事務事業が効果的かつ効率的に行われているものと評価することができる。 (評価結果の分類)																																	
	<table border="1"> <tr> <td>i</td> <td colspan="5">施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)</td> </tr> <tr> <td>ii</td> <td colspan="5">施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">                     (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討                      (ロ) 見直しを行わず引き続き実施                      (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討                 </td> </tr> <tr> <td>iii</td> <td colspan="5">機構・定員要求を検討(該当する場合に○)</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="5">より効果的・効率的に事業を実施できるよう事業内容の見直しを行う。</td> </tr> </table>					i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)					ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)						(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討					iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)					(理由)	より効果的・効率的に事業を実施できるよう事業内容の見直しを行う。			
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)																																	
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)																																	
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討																																	
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)																																	
(理由)	より効果的・効率的に事業を実施できるよう事業内容の見直しを行う。																																	
<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>																																		
施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位：%) (50%以上/平成19年度)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>79.9% 【159.8%】</td> </tr> </tbody> </table>							H15	H16	H17	H18	H19	1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位：%) (50%以上/平成19年度)					79.9% 【159.8%】																	
	H15	H16	H17	H18	H19																													
1 労使関係が「安定的に維持されている」及び「概ね安定的に維持されている」と認識している労働組合の割合(単位：%) (50%以上/平成19年度)					79.9% 【159.8%】																													
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部雇用賃金福祉統計課の「平成19年団体交渉と労働争議に関する実態調査」による。																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																															